

収 支 報 告 書

令和2年分

(年 月 日開催分)

1 政治団体の名称 (ふりがな) ながえたかこうえんかいいんどうかい
ながえ孝子後援会連合会

2 主たる事務所の所在地 〒790-0802 松山市喜与町1丁目5-4

3 代表者の氏名 永江 孝子

4 会計責任者の氏名 福田 剛

事務担当者の氏名 福田 剛

(電話) 090-2312-2596

(電話) _____

(電話) _____



政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政 党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政 党 の 支 部	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政 治 資 金 団 体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
<input checked="" type="checkbox"/> 有	
<input type="checkbox"/> 無	
公職の種類	<u>1 参議院議員(候補者)</u>
資金管理団体の届出をした者の氏名	<u>永江 孝子</u>

国会議員関係政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	<u>永江 孝子</u>
公職の種類	<u>参議院議員(候補者となろうとする者)</u>

資金管理団体の指定の期間	
令和 年 月 日から	
令和 年 月 日まで	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
令和 年 月 日から	
令和 年 月 日まで	

(その2)

1 収支の総括表

収 入 総 額			1	3	8	1	2	1	7	1
(前年からの繰越額)					7	2	2	4	9	4
(本年の収入額)			1	3	0	8	9	6	7	7
支 出 総 額			1	3	7	6	9	4	0	3
翌年への繰越額						4	2	7	6	8

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費										
金 額										0
員 数										0 ^人

(2) 寄 附										
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額							備 考		
(ア) 個人からの寄附			9	0	8	9	6	2	8	
(ア)のうち特定寄附									0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附									0	
(ウ) 政治団体からの寄附			4	0	0	0	0	0	0	
小計 (ア) + (イ) + (ウ)			1	3	0	8	9	6	2	8
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)									0	
イ 政党匿名寄附									0	
合計 (ア + イ)			1	3	0	8	9	6	2	8

(その7)

(7) 寄附の内訳					寄附者の区分		1.個人				
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額				年月日	住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあっては、代表者の氏名)	備考		
		十億	百万	千	円						
16	永江孝子		1	0	0	0	R2/12/21	松山市喜与町1-5-4	参議院議員		
17	永江孝子			4	9	9	R2/12/25	松山市喜与町1-5-4	参議院議員		
この頁の小計			1	4	9	9					
その他の寄附					1	0	0	0	0	0	
合計			1	4	9	9			6	2	8

(その7)

(7) 寄附の内訳						寄附者の区分		3.政治団体			
行番号	寄附者の氏名（団体にあつては、その名称）	金 額						年月日	住所（団体にあつては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあつては、代表者の氏名）	備考
		十億	百万	千	円						
1	ながえ孝子サポーターズ愛媛		3	0	0	0	0	R2/2/27	松山市喜与町1-5-4	西嶋吉光	
2	ながえ孝子サポーターズ愛媛		1	0	0	0	0	R2/2/28	松山市喜与町1-5-4	西嶋吉光	
この頁の小計			4	0	0	0	0				
その他の寄附											
合 計			4	0	0	0	0				

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		金 額						備 考	
項 目		十	百	千	十	百	十	百	
		位	元	円	位	元	円	円	
1 経 常 経 費									
(1) 人 件 費			4	2	8	0	7	5	
(2) 光 熱 水 費				3	2	3	8	3	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費			1	5	6	1	0	7	
(4) 事 務 所 費			1	8	6	6	8	0	
小 計			8	0	3	2	4	5	
2 政 治 活 動 費									
(1) 組 織 活 動 費			1	8	9	0	2	4	
(2) 選 挙 関 係 費								0	
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費			3	7	5	4	9	7	
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費								0	
イ 宣 伝 事 業 費			3	7	5	4	9	7	
ウ 政 治 資 金 パーティー開催事業費								0	
エ そ の 他 の 事 業 費								0	
(4) 調 査 研 究 費					9	1	7	2	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金								0	
(6) そ の 他 の 経 費								0	
小 計			5	7	3	6	9	4	
合 計			1	3	7	6	9	4	

(その14)

(2) 経常経費 (人件費を除く。) の内訳				項目別区分 2.光熱水費					
行番号	支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所 の所在地)	備考
		億	百万	千	円				
1	電気代			20	176	R2/2/3	四国電力(株)	香川県高松市丸の内2-5	
2	電気代			185	555	R2/3/3	四国電力(株)	香川県高松市丸の内2-5	
3	電気代			182	112	R2/4/1	四国電力(株)	香川県高松市丸の内2-5	
4	電気代			148	95	R2/4/30	四国電力(株)	香川県高松市丸の内2-5	
5	宿舍光熱水費			318	99	R2/5/8	参議院庶務部	東京都千代田区永田町1-7-1	
6	電気代			133	36	R2/6/1	四国電力(株)	香川県高松市丸の内2-5	
7	宿舍光熱水費			149	36	R2/6/10	参議院庶務部	東京都千代田区永田町1-7-1	
8	電気代			127	65	R2/6/30	四国電力(株)	香川県高松市丸の内2-5	
9	電気代			137	92	R2/7/31	四国電力(株)	香川県高松市丸の内2-5	
10	光熱水費			120	34	R2/8/7	参議院	東京都千代田区永田町1-7-1	
11	電気代			194	38	R2/9/1	四国電力(株)	香川県高松市丸の内2-5	
12	電気代			185	59	R2/10/1	四国電力(株)	香川県高松市丸の内2-5	
13	電気代			131	58	R2/10/30	四国電力(株)	香川県高松市丸の内2-5	
14	電気代			128	63	R2/12/1	四国電力(株)	香川県高松市丸の内2-5	
15	電気代			134	99	R2/12/29	四国電力(株)	香川県高松市丸の内2-5	
この頁の小計				248	117				
その他の支出				75	15				
合計				323	832				

(その14)

(2) 経常経費 (人件費を除く。) の内訳				項目別区分 3.備品・消耗品費			
行番号	支出の目的	金 額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
		千円	円				
1	ノートパソコン	80	001	R2/1/20	中村雅樹	京都府京都市伏見区深草新門丈町180	
2	コニカミノルタ印刷機	23	641	R2/1/23	アカマツ(株)	松山市福音寺町235-1	
3	コニカミノルタ印刷機	21	193	R2/3/23	アカマツ(株)	松山市福音寺町235-1	
4	議員記章	16	500	R2/3/31	(株)龍村美術織物	京都府京都市右京区西院平町25	
5	レーザープリンター	12	199	R2/4/23	(株)コジマ	栃木県宇都宮市豊が丘2-1-8	
6	コニカミノルタ印刷機	15	734	R2/4/23	アカマツ(株)	松山市福音寺町235-1	
7	印刷機リース	33	000	R2/5/27	日立キャピタルNBL(株)	東京都港区西新橋1-3-1	
8	印刷機リース	33	000	R2/5/27	日立キャピタルNBL(株)	東京都港区西新橋1-3-1	
9	印刷機リース	33	000	R2/6/29	日立キャピタルNBL(株)	東京都港区西新橋1-3-1	
10	ノートパソコン	99	880	R2/7/8	(株)ヤマダ電機	群馬県高崎市栄町1-1	
11	印刷機リース	33	000	R2/7/27	日立キャピタルNBL(株)	東京都港区西新橋1-3-1	
12	印刷機リース	33	000	R2/8/27	日立キャピタルNBL(株)	東京都港区西新橋1-3-1	
13	印刷機リース	33	000	R2/9/28	日立キャピタルNBL(株)	東京都港区西新橋1-3-1	
14	印刷機リース	33	000	R2/10/27	日立キャピタルNBL(株)	東京都港区西新橋1-3-1	
15	印刷機リース	33	000	R2/11/27	日立キャピタルNBL(株)	東京都港区西新橋1-3-1	
	この頁の小計	533	148				
	その他の支出						
	合計						

(その14)

(2) 経常経費 (人件費を除く。) の内訳				項目別区分 3.備品・消耗品費			
行番号	支出の目的	金 額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
		億	百万	千	円		
16	印刷機リース			33	000	R2/12/28	日立キャピタルNBL(株) 東京都港区西新橋1-3-1
17	名刺			14	780	R2/1/31	なみいち印刷工房 稲田光乃 高知県南国市川村乙1335
18	机			55	611	R2/2/13	公益財団法人矯正協会 東京都中野区新井3-37-2
19	茶菓 他			11	401	R2/3/14	(株)レディ薬局 道後緑台店 松山市道後緑台4-7
20	コピー機レンタル			12	000	R2/3/31	葉の花まつり実行委員会 北宇和郡鬼北町大字小松1392
21	プリンタートナー			15	389	R2/4/13	コム・ジャパン(株) 福島県郡山市堤3-191
22	品代			36	300	R2/7/31	(株)シライシ 西条市周布615-8
23	茶菓			10	386	R2/9/2	レディ薬局 松木店 今治市松木字一寸田39-1
24	茶菓			10	985	R2/9/8	レディ薬局 久米店 松山市鷹子町1-1
25	品代			36	300	R2/10/30	(株)シライシ 西条市周布615-8
26	品代			13	324	R2/11/10	コム・ジャパン(株) 福島県郡山市堤3-191
27	パソコンソフト			10	780	R2/12/24	キャンノンITS 楽天市場店 東京都港区港南2-16-6
28	品代			23	338	R2/12/29	(株)シライシ 西条市周布615-8
	この頁の小計			49	594		
	その他の支出			52	329		
	合計	1	56	10	71		

(その14)

(2) 経常経費 (人件費を除く。) の内訳								項目別区分		4.事務所費		
行番号	支出の目的	金 額						年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考	
		億	百万	千	円							
31	切手			3	1	5	0	0	R2/11/18	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
32	料金後納郵便			5	2	0	8	5	R2/11/20	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
33	電話代			1	6	2	8	4	R2/12/10	NTT西日本	大阪府大阪市中央区馬場町3-15	
34	料金後納郵便			2	9	5	5	9	R2/12/21	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
35	会計監査			5	5	0	0	0	R2/4/13	税理士清田明弘	松山市歩行町1-7-1	
36	会計監査			5	5	0	0	0	R2/4/13	井上英俊税理士事務所	松山市南斎院町237-1	
37	会計監査			5	5	0	0	0	R2/4/13	徳井税理士事務所	松山市和泉南5-4-25	
この頁の小計				2	9	4	4	2	8			
その他の支出				2	7	5	0	6	6			
合 計				1	8	6	6	8	0			

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分				
					1.組織活動費 (会合費)				
行番号	支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所 の所在地)	備考
		十 億	百 万	千	円				
1	意見交換			15	532	R2/6/8	ザキャピトルホテル東急	東京都千代田区永田町2-10-3	
この頁の小計				15	532				
その他の支出				12	254				
合 計				27	786				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳				項目別区分						
				1.組織活動費 (旅費交通費)						
行番号	支出の目的	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所 の所在地)	備考		
		十億	百万	千	円					
1	高速道路 ETCカード			2	118	0	R2/1/27	西日本高速道路(株)	大阪府大阪市北区堂島1-6-20	
2	高速道路 ETCカード			1	962	0	R2/3/27	西日本高速道路(株)	大阪府大阪市北区堂島1-6-20	
3	高速道路 ETCカード			2	704	0	R2/4/27	西日本高速道路(株)	大阪府大阪市北区堂島1-6-20	
4	高速道路 ETCカード			1	982	0	R2/7/27	西日本高速道路(株)	大阪府大阪市北区堂島1-6-20	
5	高速道路 ETCカード			2	116	0	R2/8/27	西日本高速道路(株)	大阪府大阪市北区堂島1-6-20	
6	高速道路 ETCカード			2	073	0	R2/9/28	西日本高速道路(株)	大阪府大阪市北区堂島1-6-20	
7	高速道路 ETCカード			3	343	0	R2/10/27	西日本高速道路(株)	大阪府大阪市北区堂島1-6-20	
8	高速道路 ETCカード			4	795	0	R2/11/27	西日本高速道路(株)	大阪府大阪市北区堂島1-6-20	
9	ガソリン代			2	354	0	R2/12/11	ENEOS 三原産業(株)	松山市一番町2-6-1	
10	交通費			1	475	5	R2/12/18	楽天トラベル	東京都世田谷区玉川1-14-1	
11	高速道路 ETCカード			2	347	0	R2/12/28	西日本高速道路(株)	大阪府大阪市北区堂島1-6-20	
	この頁の小計			2	726	95				
	その他の支出			7	442	81				
	合計		1	0	169	76				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分 1.組織活動費 (交際費)				
行番号	支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所 の所在地)	備考
		十 百	万	千	円				
	この頁の小計								0
	その他の支出				218	25			0
	合計				218	25			0

(その15)

(3) 政治活動費の内訳						項目別区分 4. 宣伝事業費 (遊説費)							
行番号	支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体によっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体によっては、主たる事務所 の所在地)	備考				
		十億	百万	千	円								
1	のぼり			1	7	3	2	5	R2/1/31	(株)伊予マーク	伊予郡砥部町拾町126		
2	街宣車修理			1	8	2	4	5	0	R2/1/31	(株)くるまや	松山市土居町588-1	
3	街宣車			7	6	4	5	0	0	R2/5/7	(株)くるまや	松山市土居町588-1	
4	街宣車自動車税			1	2	9	0	0	0	R2/5/29	松山市	松山市二番町4-7-2	
5	街宣車保険			7	1	8	6	0	0	R2/6/30	AIG損害保険(株)	東京都港区虎ノ門4-3-20	
6	街宣車音響設備			1	3	6	4	0	0	R2/6/30	(有)ピークラフト	伊予市下吾川481	
7	自動車税			3	4	5	0	0	0	R2/7/9	愛媛県庁	松山市二番町4-4-2	
8	自動車保険			8	0	7	6	0	0	R2/8/20	東京海上日動火災保険(株)	東京都千代田区丸の内1-2-1	
9	自動車車検			8	8	9	5	0	0	R2/10/30	(株)くるまや	松山市土居町588-1	
10	街宣車タイヤ			2	3	1	0	0	0	R2/11/4	(株)ブリヂストンや松山タイヤセンター	松山市関屋町9-39	
	この頁の小計			1	4	1	2	7	4	5			
	その他の支出					3	2	5	3	9			
	合計			1	4	4	5	2	8	4			

(その15)

(3) 政治活動費の内訳				項目別区分 7.調査研究費 (調査費)					
行番号	支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所 の所在地)	備考
		千円	百万	千	円				
1	地区			285	45	R2/2/5	(株)ゼンリン	松山市北土居3-11-30	
	この頁の小計			285	45				
	その他の支出			631	719				
	合計			917	214				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和3年4月30日

政治団体の名称 ながえ孝子後援会連合会

会計責任者の氏名 福田 剛

代表者の氏名
（解散時のみ記入）

（オンライン提出）

(別紙)

様式	注釈番号	見切れ文字列 (同一の注釈番号で2行に記載がある場合、上段が訂正後、下段が訂正前)
その1	*1	参議院議員(候補者となろうとする者)

政治資金監査報告書

令和 3年 4月14日

永江孝子後援会連合会
代表 永江孝子 殿

登録政治資金監査人

登録番号

第 B175 号

研修修了年月日

平成21年12月17日

子清日明記

登録政治資金監査人

登録番号

第 3008 号

研修修了年月日

平成21年11月6日

徳井廣志

登録政治資金監査人

登録番号

第 425 号

研修修了年月日

平成21年1月16日

井上英俊

1 監査の概要

- (1) 私たちは、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、永江孝子後援会連合会の令和2年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私たちの責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、永江孝子後援会連合会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私たちが実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

なお、明細書を必要とする支出はなく、明細書は存在しなかった。

- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

永江孝子後援会連合会と私たちとの間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、永江孝子後援会連合会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上